

「理事者は過失により会に損害を与えた場合、賠償しなくてはならない。」一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第百十一条。その支払い能力を担保する為に 5 年未満の会員は支払えないだろう。

といった改廃趣旨であったことを正式に確認しております。

現在は、「公益社団法人法」の改定により、外部理事・外部監事の導入が義務付けられることになり、「会社役員賠償責任保険」に加入し理事者の賠償は担保されています。以上ご報告いたします。

① 「都柔整顧問弁護士選任について」

令和 6 年 6 月 6 日「第 5 回理事会（臨時）」後に正副会長間で、会長が任命する顧問依頼について承諾。同年同月 8 日「第 6 回理事会（臨時）」同日に、「法律顧問契約書」締結、同理事会において報告紹介している。

参考資料「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

（一般社団法人の代表）

第七十七条

（・・・）

4 代表理事は、一般社団法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

5 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

上記の通り「一般社団法人法」の中では原則として、代表理事（会長）は「一般社団法人の業務に関する一切の裁判上の行為」又は「一般社団法人の業務に関する一切の裁判外の行為」をする権限を有している。

以上のことから、会長が正副会長と協議、決定（法律顧問契約締結）、理事会にて報告したことについて、不備はありません。

また、当時の理事会において、事務局側が非協力的であったため、議事録にも不備があったかと思われます。

② 「前理事者（日整代議員）に対する辞任強要及び警告書送付について」

日整代議員について：「代議員及び補欠代議員選挙規程」の第 13 条、都道府県団体において代議員及び補欠代議員の選出が行われたときは、当該都道府県団体長は、その代議員及び補欠代議員の氏名を本会の通常総会開催日の 2 週間前までに、会長に報告するものとする。

当時の届け出は、6 月 5 日に行われており、前日の総会后より団体長（会長）の交代があったため、前団体長（会長）名での「選出報告書」は本来無効である。尚、他社団においては通常新役員と入れ替わっていると報告を受けている。